

大阪市監査委員	貴 納 順 二
同	松 井 淑 子
同	広 田 和 美
同	加 藤 仁 子

住民監査請求について（通知）

平成 30 年 12 月 14 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については請求書等記載の内容を原則として原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

（1）住民監査請求の趣旨

平成 29 年度において大阪市が生野区まちづくり協議会に対し交付した補助金のうち（以下「本件補助金」という。）1,458,600 円が生野区 A まちづくり協議会に交付されているが、その内ふれあい喫茶に 150,000 円支払われている。正しく使われたのか。大阪市は適切な調査のうえ当該補助金返還等必要な措置を講ぜよ。

（2）請求の理由

生野区地域まちづくり協議会は、A まちづくり協議会にふれあい喫茶の補助金として 150,000 円が支払われているが、収支決算書（全体）の中にふれあい喫茶売上が計上されていて、決算額（183,651 円）から引いても、補助金が必要なのか。

生野区長、まちづくり担当者は公金に対して、適正に管理、運営の指導がなされているのか疑いを持たざる得ない。

総事業費（決算額）	183,651 円
売上金	123,950 円
うち補助金対象額	181,901 円
<u>補助金充当額</u>	<u>150,000 円</u>

補助金対象額－売上金＝ 57,951 円（補助金充当相当額）

ふれあい喫茶事業に 15 万円の補助金は必要ない。92,049 円を返還させよ。生野区の取組に疑問を感じる。

よって、監査委員は生野区長および担当職員らの違法不当に職務を怠る行為により支出された公金を、監査委員におかれては、市長に対し返還を求めるなど、地方自治法第 242 条 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

2 請求の受理

本件請求は、平成29年度に生野区がAまちづくり協議会（以下「A協議会」という。）に交付した大阪市生野区地域活動協議会補助金1,458,600円のうちA協議会が報告したふれあい喫茶に充当された150,000円について、本市職員等が適正な調査及び確認を行わず支出していることが、違法不当な公金の支出に当たるとしてなされたものであると解され、地方自治法（以下「法」という。）第242条の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

平成29年度に生野区がA協議会に交付した大阪市生野区地域活動協議会補助金1,458,600円のうちふれあい喫茶事業に充当された補助金150,000円について、本市職員が適正な調査及び確認を行わずに補助金の額の確定を行い、違法不当に公金の支出を行ったかどうかを対象とする。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成31年1月11日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人からは、新たな証拠として、請求人が作成したふれあい喫茶事業に係るメモ、当該事業に係る平成28年度収支報告書及び平成24年度活動別報告書の提出があった。

請求人からは、請求書の要旨を補足する陳述があり、その内容は次のとおりである。

- ・事前に希望者に参加を促して開催する。
- ・全部ボランティアでやってもらっていると副理事長は力説しているが、メニューの料金は100円ないし150円となっており、無料でやったためしはない。

- ・売上について、過去の収支決算報告は一切ゼロである。
- ・平成 20 年当時の生野区の課長に、売り上げに関して収支報告をしなくてよいと教えたのか確認したが、そのようなことは言うはずがない、とのことであった。
- ・この裏金に対して町民はこのことを一切知らないし、地元の有志と連合組織の理事長に対して町会会議を開催するよう何度も申入れをしたが、一回も応じたことはない。
- ・生野区のまち協から会計に関する指針が出ており、指針によると、住民から要望があれば町民会議も開かなければならないし、帳簿類をオープンにしなければならないことが記載されているが、実行されたことはない。
- ・生野区のまち協からは何ら指示もなければ改善するような様子もない。
- ・地域活動協議会になってから、他の事業にも使えることは分かっている。
- ・本日提出した収支報告書では次年度繰越金が約 70 万円もあるにもかかわらず、なぜ補助金が必要なのか。
- ・他の事業に使ってよいということであれば、申請時の予算は何のための予算だったのかということになる。

3 監査対象区の陳述（5 頁に詳述）

生野区を監査対象区とし、平成31年1月11日に生野区長ほか関係職員より陳述を聴取した。

4 監査対象区に対する調査（6 頁に詳述）

平成31年1月18日に、行政委員会事務局職員が生野区役所に赴くなどして、関係書類の調査及び生野区職員から聴き取りを行った。

第3 監査の結果

1 本件請求に係る事実関係

(1) 地域活動協議会

地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱第2条第1項には、地域活動協議会（以下「地活協」という。）とは、校区等地域を単位として、地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関する様々な市民活動団体が幅広く参画し、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど様々な分野において、地域課題に対応するとともに地域のまちづくりを推進することを目的として形成された連合組織をいうとされている。

地活協の設立後、それまで本市（区役所、局等）から各事業に交付されていた補助金は、区役所から地活協に一括交付され、地活協から各事業に交付されることとなり、生野区は、補助金の交付について必要な事項を定めた生野区地域活動協議会補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を制定した。なお、生野区では、地域活動協議会をまちづくり協議会と呼んでいる。

(2) 補助金

ア 補助金交付申請、交付決定

A協議会は、平成29年2月10日、本市に対して生野区地域活動協議会補助金交付申請書及びその添付書類を提出するとともに、概算払による支払を請求した。

本市は、平成29年4月20日、上記申請があった地域活動協議会補助金について交付決定を行うとともに、概算払の必要性を認め、同年5月10日、A協議会に対して補助金1,458,600円を概算払により交付した。

イ 実績報告、確定

A協議会は、本市に対して、平成30年3月31日付けで生野区地域活動協議会補助金実績報告書及びその添付書類を提出した。

これに対して本市は、交付すべき補助金額を1,458,600円と確定して、平成30年4月18日、その旨をA協議会に通知し、同年4月19日、区出納員に対して精算報告を行った。

ウ 実績報告の内容

補助金実績報告書の添付書類である平成29年度地域活動協議会活動補助金収支決算書（全体）及びふれあい喫茶事業の決算書には、ふれあい喫茶事業の決算額等が記載されており、その内容は表-1のとおりである。なお、表-1は、生野区に提出された補助金実績報告書の添付書類から抜粋して転載している。

表-1 平成29年度地域活動協議会活動補助金収支決算書（全体）（抜粋）

収入

（単位：円）

項目	決算額	備考
地域活動協議会活動補助金	1,458,600	
ふれあい喫茶売上	123,950	
百歳体操売上	105,000	
寄付金	633,730	連合振興町会他
前年度繰越金	266,980	
利息	2	
合計	2,588,262	

支出

（単位：円）

事業名	決算額（事業費総額）	うち補助金対象額	補助金充当額
防犯灯維持管理	622,665	516,358	422,630
防災訓練	44,776	44,776	40,000
歳末夜警	0	0	0
子育てサロン	69,600	69,600	50,000
ふれあい喫茶	183,651	181,901	150,000
ミニデイサービス	252,368	237,432	180,000
ラジオ体操	21,654	14,154	10,000

環境美化	6,289	4,289	4,000
餅つき大会	143,447	142,417	100,000
プールカーニバル	96,563	94,453	80,000
百歳体操	137,310	137,310	42,170
Bブロック事業分担金	4,034	0	0
その他支出	372,047	0	0
活動費小計	1,954,404	1,442,690	1,078,800
運営経費	408,015	390,715	379,800
合計	2,362,419	1,833,405	1,458,600

(3) 地活協補助金の制度趣旨等

各区役所職員が地活協に関する事務遂行に当たって、参考とするものとして、市民局は事務処理要領「地活協補助金について」（以下「要領」という。）を作成しており、地活協とは何か、また、地活協補助金の制度趣旨や内容、補助金交付時に注意すべき点などが記載されている。

要領には、地活協が本市補助金の対象となる事業において、事業収入の確保など自助努力等によってもたらされた利益については、新たな地域活動の実施や既存の地域活動の拡充、その他地域活動の活性化にかかる目的で活用する場合に限り、地活協の自主財源として扱い、翌年度の事業に対しても活用できる旨、記載されている。

また、当該利益の活用方法としては、当年度、翌年度を問わず、補助対象経費、地活協としての自主事業に係る経費及び目的を明らかにした積立金などへの充当が可能とされている一方で、役員の慰安旅行、個人や団体等への単なる分配などは地域住民のための活動とはいえず適当でないとされている。

さらに、要領では、利益の活用にかかる区役所によるチェックのポイントとして、地活協の活動計画書・報告書、収支予算書・決算書、監査報告書、会議録などが整備され、地域住民にきちんと説明責任を果たしうる内容になっているかについて、区役所において継続的にチェックを徹底していくこと、つまり、地活協の認定要件を満たしていることの確認が必須とされている。併せて、区役所は、利益が充当される（された）活動内容についても、資料または地活協の役員等への聞き取り等により確認し、地活協が主体となり、地域活動の活性化のための活動に充当される（された）ものであることを確認しておく必要があるとされている。

2 監査対象区の陳述

(1) 陳述

- ・地域活動協議会補助金は、おおむね小学校区の範囲で地域の様々な団体により組織された地域活動協議会において、それぞれの地域課題に応じた自主的な活動を推進するための財政的支援として創設された制度である。
- ・平成29年度にA協議会に交付された地域活動協議会補助金は、平成29年2月10日に年間の事業計画に基づく補助金申請を受け、区においてその内容が法令等に違反していな

いか、活動の目的、内容等が適正であるかなどの審査を行い、平成 29 年 4 月 20 日付で 1,458,600 円の交付決定を行い、平成 29 年 5 月 10 日に概算払いにより交付した。

- また、補助事業の完了に伴い、平成 30 年 3 月 31 日に補助金実績報告書の提出を受け、当区において報告書等の書類と経費に係る領収書等根拠資料の審査を行い、ふれあい喫茶事業を含む当該補助金が適正に執行されていることを確認の上、平成 30 年 4 月 18 日付で補助金額の確定、精算処理を行っている。
- 地域活動協議会への補助金の交付は、その準行政的機能にかんがみ、他の市民活動団体に対する補助金の交付とは異なる観点から実施するものである。
- 具体的には、地域活動協議会への活動に対する補助については、その活動内容を限定せずに、活動内容については地域に委ね、柔軟に対応できる、いわゆる一括補助としての性質がある。
- この地域活動協議会補助金では、補助事業において、地域活動協議会の自助努力によってもたらされた利益については、地域活動の活性化のため、地域活動協議会の活動に活用することができ、当年度の他の事業であったり、次年度に繰り越し翌年度以降の事業に対しても活用することや、目的を明らかにした積立金としての充当も可能としている。
- そのため、補助金の交付にあたっては、地域活動協議会の自主事業等による収益の有無で補助金交付の必要性を判断するものではない。
- よって、ふれあい喫茶事業の売上金 123,950 円に関しては、全額ふれあい喫茶の事業に充てる必要はなく、A協議会の自主財源として取扱うことができる。
なお、ふれあい喫茶で得た収益については、A協議会が平成 29 年度実施した各種事業へ活用されている。
- 地域活動協議会が自発的に地域の実情や特性に即した活動を、柔軟かつ継続的に実施するためにも、自主財源の確保は重要なテーマとなっている。
- 「市政改革プラン 2.0（区政編）」では、持続的な活動のための財源確保の手法としての C B / S B 化、社会的ビジネス化を、区役所と中間支援組織と連携し、的確に支援することとしている。
- 今後も、中間支援組織とともに地域へ出向き、寄り添いながら会話を重ね、適宜、指導を行い、会計事務をはじめとした、協議会運営の支援に努めてまいる。

3 監査対象区に対する調査

平成 31 年 1 月 18 日に行政委員会事務局職員が、生野区に確認した内容及び生野区から説明を受けた内容の要旨は、次のとおりである。

(1) 補助対象となるふれあい喫茶事業費

交付要綱第 2 条第 1 項及び第 2 項には、補助の対象となる活動及び活動費補助金の対象となる経費が規定されており、ふれあい喫茶事業は、「福祉に関する活動」に当たり、当該事業費は、「消耗品費」及び「使用料及び賃借料」に当たるため、生野区は補助対象として認めている。

(2) 補助金額の確定に当たり生野区が確認した事項

生野区は、A協議会から提出された実績報告書と添付書類の確認を行っている。実績報告書とともに提出された添付書類は次のとおりである。

- ・平成29年度収支決算書（全体）
- ・平成29年度地域活動協議会活動補助金決算書（事業別）
- ・経費の支出を確認できる領収書の写し等
- ・補助事業に係る現場写真・ポスター・プログラム
- ・地域活動協議会の運営に従事した者の出勤簿等

生野区は、A協議会から提出された事業別の決算書と領収書の写しとの照合を行うとともに、A協議会から提出時に領収書の原本の提示を受け、写しとの照合を行っている。また、提出された補助事業に係る現場写真等により事業の実施について確認している。

生野区はこれらの確認により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めている。

（3）利益の活用に係る区役所のチェックについて

生野区は、補助金額の確定時に、A協議会から提出された収支決算書に記載されているふれあい喫茶事業で生じた売上について、A協議会理事長に対する聞き取りにより、当該売上は、地活協の自主財源であり、地活協事業に充当している旨の説明を受けているとのことである。

また、生野区は、A協議会の総会に出席した際に、収支予算書、事業計画書、収支決算書、事業報告書、監査報告書、議事録などを閲覧することや、関係資料が地域住民に公開できる状態であることをA協議会理事長等から聞き取ることで、A協議会が地活協の認定要件を満たしていることの確認をしているとのことである。

しかしながら、これらの内容を記録した議事録等はなく、書面で確認することはできなかった。

なお、生野区は、平成29年度に係る地活協の認定要件を満たしていることの確認においては、平成30年9月28日に「地域活動協議会 認定要件チェックシート」を作成している。

生野区は、これらの確認により、当該売上が、要領に定められた新たな地域活動の実施や既存の地域活動の拡充、その他地域活動の活性化にかかる目的に反しないと判断し、A協議会の自主財源として認めている。

（4）本件請求提出後に生野区が確認した事項

本件請求提出後、生野区は、平成30年12月20日にA協議会理事長及び役員への聞き取りを行い、ふれあい喫茶事業で生じた売上は、地活協の自主財源であり、地活協事業に充当している旨改めて説明を受け、平成31年1月15日のA協議会理事長への聞き取りの際に、当該売上金を積み立てている通帳を確認している。当該通帳には、平成29年度のふれあい喫茶事業の売上123,950円が入金されていること、平成29年10月26日に586,800円、同年11月1日に89,956円の支出が記録されていることを生野区は確認している。（生野区に通帳の写しあり）

生野区がA協議会理事長に確認したところ、当該積立金は、A協議会の自主財源として

積み立てているものであり、喫茶事業で使用する調理器具などの修繕費に使用する予定であるとのことである。

また、当該通帳には、A協議会の設立前から実施していたふれあい喫茶事業の売上を積み立てているが、平成28年度地活協補助金の一部交付決定取消に伴う返還金及びこれに伴う加算金のために支出（平成29年10月26日に586,800円、同年11月1日に89,956円）した以外には使われていないとのことである。（平成30年12月20日及び平成31年1月15日の聞き取り内容については、生野区に議事録あり）この返還金は、A協議会が防犯灯維持管理事業に充当するとの申請に基づき交付された補助金であったが、当該事業等を除く他の事業に充当されている実態が確認されたことにより発生したものである。生野区は、当該返還金等を、ふれあい喫茶事業の売上の積み立てから支出することについて、市民局に対し要領の規定趣旨の範囲内であることを確認している。

なお、行政委員会事務局においても、平成30年12月20日及び平成31年1月15日のA協議会理事長等への聞き取り内容を記録した議事録と当該通帳の写しを確認した。

しかしながら、生野区が確認したとされる平成29年度収支決算書には、平成29年10月26日に586,800円、同年11月1日に89,956円を平成28年度地活協補助金の一部交付決定取消に伴う返還金及びこれに伴う加算金のため支出した内容が反映されていないことまでの確認は行っておらず、不十分な確認であったといえる。

5 判断

以上のような事実関係の確認、監査対象区の説明、監査対象区に対する調査に基づき、本件請求について次のように判断する。

本件請求では、A協議会から平成29年度地活協補助金に係る実績報告書及びその添付書類（交付要綱第11条）の提出を受けた本市職員が実績報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等を適正に行わずまた、要領に基づき、当該売上をA協議会の自主財源として取り扱えるような目的に活用されるものであるかどうかの確認、A協議会が地活協の認定要件を満たしていることの確認及び当該売上が充当される活動内容の確認を適正に行わずに交付すべき補助金の額を確定（交付要綱第12条）した場合は、違法不当な公金の支出に当たる場合があるというべきである。

請求人は、A協議会が本市から交付を受けた補助金のうち、ふれあい喫茶事業に充当された150,000円については、当該事業の売上が123,950円計上されているため、150,000円の補助金は必要なく、生野区職員は、違法不当に当該補助金を支出していると主張していると解される。

今回の監査で事実関係を確認したところ、生野区は、当該事業の補助金額の確定にあたり、交付要綱等の規定に適合しているものであることを、実績報告書及び領収書等により確認等した旨説明している。

また、生野区は、要領に基づきA協議会が地活協の認定要件を満たしていることの確認として、地活協の活動計画書・報告書、収支予算書・決算書、監査報告書、会議録などの整備状況について、当該資料の入手や現地調査により、地域住民にきちんと説明責任を果たしう

る内容になっていると判断している。

さらに、生野区は要領に基づき、当該利益を充当する活動内容の確認として、本件請求提出後に行ったA協議会理事長への聞き取りにより、喫茶事業で使用する調理器具などの修繕費に充当する予定である旨の説明を受け、積み立てを行っている通帳を閲覧するなどにより、当該売上が、要領に定められた新たな地域活動の実施や既存の地域活動の拡充、その他地域活動の活性化にかかる目的に反しないと判断し、A協議会の自主財源として認めている。

加えて、平成28年度補助金に係る返還金及び加算金が生じたことについて、返還の対象となった補助金は、対象事業として申請していた防犯灯維持管理事業等に充当されていなかったため、返還に至ったものの、A協議会の他の事業に充当されていることを生野区は確認している。

従って、この返還の対象となった補助金は、個人還元など不適正な充当はされておらず、A協議会の各種事業に充当されていると考えられることから、ふれあい喫茶事業の売上の積立額からこれら返還金等を支出することが、要領に定められた自主財源として活用できる目的に反するとまではいえない。

これらから、生野区が、当該事業に係る売上金について、交付要綱や要領の規定に適合しているものであることの確認を行わずに違法不当に補助金額の確定を行っているとはいえず、請求人が主張するような当該事業に係る売上金相当の過大な補助金支出を行っているとは認められない。

以上より、本市職員による違法不当な公金の支出があったとは認められない。

6 結論

以上の判断により、本市職員等に違法不当な公金の支出があるとする本件請求には理由がない。

(意見)

本件請求に係る監査の結果は上述のとおりであるが、改善すべき点について意見を申し添える。

今回の監査で、A協議会が地活協の認定要件を満たしていることの確認として、生野区が閲覧したとされる平成29年度収支決算書には、当該事業に係る売上金の積立残高が繰越金として計上されておらず、平成29年10月26日及び同年11月1日に平成28年度地活協補助金の一部交付決定取消に伴う返還金及びこれに伴う加算金を当該積立金から支出した内容が反映されていなかったことから、生野区による確認が十分ではなかったと言わざるを得ない。また、当該利益を充当する活動内容の確認として、A協議会理事長への聞き取りのみとしている点についても、その証拠書類等を閲覧するなど十分な確認が行われたとはいえない部分があったことは否めない。

生野区においては、地活協補助金の適正な執行のため、補助対象事業において利益が発生し

ている場合には、その活用状況についてより厳密な確認を行うよう改められたい。

一方で、要領では、地活協が補助対象事業において事業収入の確保など自助努力等によってもたらされた利益については、補助金の趣旨から見れば本来は区役所に返還すべきところ、例外的に新たな地域活動の実施や既存の地域活動の拡充、その他地域活動の活性化にかかる目的で活用する場合に限り、地活協の自主財源として扱い、翌年度の事業に対しても活用できるととされている。そのため、これらの目的に合致していることは本市の説明責任の観点からも厳密な確認が求められるべきであるが、現行の要領では、これらの目的に沿った事業等の内容が具体的に示されておらず、厳密な確認を行う上においては不十分なものと考えられる。

また、要領では、当該利益が充当された活動内容は、資料又は地活協の役員等への聞き取り等により確認することとされているが、今回の生野区のように地活協理事長のみへの聞き取りにより確認を行っている場合に、事実関係を正確に確認できない場合が発生する可能性がある。

これらのことから、要領を作成した市民局とも協議し、要領等において、地活協の利益が活用できる目的について具体的に規定するとともに、当該利益が充当された活動内容の確認は、その事実がより正確に確認できるような確認方法を規定するなどにより、本市の説明責任が果たせるものとされたい。

【参考（法令等（抜粋））】

1 地方自治法（昭和22年法律第67号）

（寄附又は補助）

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

2 大阪市補助金等交付規則（平成18年規則第7号）

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき（補助事業等が継続して行われている場合には各年度ごとに市長が定める期日とする。）又は補助事業等の廃止の承認を受けたときは、次に掲げる事項を記載し収支決算書又はこれに相当する書類その他市長が必要と認める書類を添付した報告書により速やかに補助事業等の成果を市長に報告しなければならない。ただし、補助金等の内容に応じて市長が必要がないと認めるときは、これらの書類の添付を省略することができる。

（1）補助事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（2）補助事業等の名称

（3）補助金等の交付の決定に係る通知書の交付日及び交付番号

（4）補助金等の予定金額

（5）その他市長が必要と認める事項

（決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（以下略）

3 地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱

（定義）

第2条 この要綱において「地域活動協議会」とは、校区等地域を単位として、地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関する様々な市民活動団体が幅広く参画し、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど様々な分野において、地域課題に対応するとともに地域のまちづくりを推進することを目的として形成された連合組織をいう。

（以下略）

4 生野区地域活動協議会補助金交付要綱

（補助の対象）

第2条 活動費補助金における区長が指定する補助の対象となる市民活動の分野（以下、「活動指定分野」という。）は、別表1のとおりとする。

2 活動費補助金における補助の対象となる経費は、別表2のとおりとする。

3 活動費補助金における補助金の額は、予算の範囲内で、無報酬で活動に従事する者の労力を考慮する観点から、前項に定める経費の額に100分の50を乗じて得た額を加算し、これに100分の50を乗じて得た額に相当する額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。

4 運営費補助金における補助の対象となる事業は別表3のとおりとする。

5 運営費補助金における補助の対象となる経費は別表4のとおりとする。

6 運営費補助金における補助金の額は、予算の範囲内で、活動費補助金の交付額に25%を乗じて得た額に相当する額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とするが、活動費補助金の交付額の25%に相当する額が、50万円に満たない場合は当該額（活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額）以内の額とする。

7 前6項の規定に関わらず、本市の補助金を受けている事業は、補助の対象としない。

（交付申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、生野区地域活動協議会補助金交付申請書（様式第1号）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、事業開始の30日前までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）事業計画書

（2）予算書

（3）収支予算書

（4）その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第4条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、活動の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、生野区地域活動協議会補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適當であると認めたときは、理由を付して、生野区地域活動協議会補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内（ただし、標準処理期間の最終日が、当該申請にかかる予算の発効より前であるときは、当該予算が発効する日）に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（交付の時期等）

第6条 市長は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の完了後、第12条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助金の交付の決定を受けた者（以下

「補助事業者」という。)から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。ただし、必要があると認めるときは、補助事業の完了前に、その全部または一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の支払を受けようとするときは、第4条第1項に基づき決定された補助金の額の範囲内で市長に請求するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、概算払の必要性を精査し、必要と認めるときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助事業等の適正な遂行)

第9条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業等が継続して行われている場合には各年度の末日)又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、生野区地域活動協議会補助金実績報告書(様式第11号)に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助金の交付決定額とその精算額

(2) 決算書

(3) 収支決算書

(4) 補助事業の実績・効果が検証できるもの

(5) 経費の支出を確認できる領収書の写し等

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、生野区地域活動協議会補助金額確定通知書(様式第12号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の精算)

第13条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定に係る通知を受けたときは、速やかに、生野区地域活動協議会補助金精算書(様式第13号)(以下「精算書」という。)を作成しなければならない。ただし、年度の末日まで補助事業等が行われている場合又は補助事業等が継続して行われている場合にあつては、概算払による交付を受けた日の属する年度の末日に作成するものとする。

2 補助事業者は、精算書を当該補助事業の完了後20日以内に市長に提出しなければならない

い。

3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ提出した収支決算書に概算払に係る精算内容を表記し、かつ、収支決算書により表記された精算金額と前条により通知された金額に相違がないときは、収支決算書を提出したことをもって、精算書を提出したものとみなす。

4 市長は、第1項の規定による精算書又は前項の収支決算書の内容を精査し、精算により剰余が生じていると認める場合には補助事業者あて通知しなければならない。

5 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 20 日以内に、剰余金を市長が交付する納付書により戻入をしなければならない。

(決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が、規則第17条第1項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不適切な会計処理を行ったとき

(2) 政治的行為を行ったと認められるとき又は法令若しくは公序良俗に反する活動を行ったとき

(3) 基準に関する要綱第4条第1項の区長の認定を取り消されたとき

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消をした場合は速やかにその旨の理由を付して生野区地域活動協議会補助金交付決定取消通知書(様式第14号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付決定を取消した場合において、補助対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を決めて、その返還を求めるものとする。

(加算金及び延滞金)

第16条 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

2 補助事業者が補助金の返還を求められ、これを納期限までに納付しなかったときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例(昭和39年大阪市条例第12号)第2条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。

別表1(第2条第1項関係) 区長が指定する活動分野

ア	防犯・防災に関する活動
イ	子ども・青少年に関する活動
ウ	福祉に関する活動
エ	健康に関する活動
オ	環境に関する活動

カ 文化・スポーツに関する活動

地域活動協議会一覧

地域活動協議会名	指定する活動分野（上記項目から選択）
北鶴橋まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
鶴橋ふれあい協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
御幸森まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
勝山地域まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
東桃谷地域まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
舍利寺まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
西生野まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
生野地区運営委員会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
田島まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
生野南ふれあい協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
林寺まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
中川地域まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
東中川地域まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
小路地域まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
東小路まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
北巽まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
巽東まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
巽まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
巽南まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ

別表2（第2条第2項関係）活動費補助金の補助対象

経費区分	内容等
報償費	・講師謝礼等 ただし、講師謝礼費は1人1回 20,000円までとする。
旅費交通費	・市内交通費、市外への旅費、費用弁償等
消耗品費	・文房具等事務用品、啓発にかかる配布物品、景品、書籍（雑誌、定期刊行物等のほか、購入予定価格が5,000円未満の図書）等購入経費等。ただし、景品については、社会通念上高額でない範囲とする。 ・個々は消耗品に属する物の集合体（セットもの） ・コンピューターソフト、CD、DVD 等他の機器にセットすることによって機能する物品で、備品として管理することが困難なもの（ただ

	し、50,000円までとする。) ・事業実施に必要な最小限の食材費、材料費等
食糧費	・事業又は事業に直接関係のある会議用、接待用の茶菓・食事代ただし、茶菓子代は1人1回あたり200円までとし、食事代は1人1回あたり700円までとする。アルコール類は補助対象から除く。食事の提供については、長時間の活動の場合のみ
印刷製本費	・パンフレット等の印刷経費等
光熱水費	・事業に直接関係のある部分
備品修繕料	・備品等の修繕費用等
通信運搬費	・郵便料
保険料	・各種保険料
手数料	・手数料等
委託料	・事業実施に伴う委託料。(事業全部の委託に係る経費は対象外)
使用料及び賃借料	・事業実施に伴う会場借り上げ経費等
備品購入費	・複数年に渡り使用することが見込まれ、リース等によらずに備品を購入したほうが効率的であると認められること。(50,000円以上)
図書購入費	・書籍(雑誌、定期刊行物等を除き購入予定価格が5,000円を超える図書等購入経費等)
会費	・事業実施に必要な講習会等の参加費
その他	・その他、補助対象経費とすることが適当と市長が認める経費。

(第2条第2項関係) 対象とならない経費

経費区分	内容等
食糧費	・茶菓代のうち、1人1回あたり200円を超える部分。 ・食事代のうち、1人1回あたり700円を超える部分。 ・アルコール類
消耗品費	・啓発を伴わない配布物品

別表3 (第2条第4項関係)

各種会議の運営事務	・地域活動協議会の各種会議の開催にかかる準備、議事録作成等事務(ただし、活動に直接関係する会議に係る経費は、活動費補助金にて対応すること。)
活動の実質的な実施主体間の調整事務	・地域団体やNPO等市民活動団体、学校、地域その他地域活動の実質的な実施主体との連絡調整 ・他地域の地域活動協議会との連絡調整 ・区役所や中間支援組織その他関係機関との連絡調整
地域住民による点検、評価の機会の提供及び意	・地域住民からの地域運営・地域活動に関する相談や意見の受付 ・地域住民からの議事録及び会計帳簿等の閲覧要求にかかる受付及び資料開示

見等集約	
その他庶務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書・事業報告書、収支予算書・収支決算書等各種書類作成事務 ・ 各種会議の議事録、会計帳簿等各種書類の管理 ・ 地域活動協議会活動の広報・啓発に関する業務（ただし、活動に直接関係する広報経費は活動費補助金で対応すること） ・ 地域住民が集まる場（集会所、憩の家等）の管理 ・ その他庶務的事務（予算書、決算書などの書類作成その他）

別表4（第2条第5項関係）運営費補助金の補助対象

経費区分	内容等
報酬	・ 事務員への報酬のうち、1人1時間あたり大阪府最低賃金以内の経費。（雇用、有償ボランティア等形態は問わない）
報償費	・ 講師謝礼等 ただし、講師謝礼費は1人1回20,000円までとする。
旅費交通費	・ 市内交通費、市外への旅費、費用弁償等
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・ コピー用紙、コピー代、プリンタインク、文房具等事務用品、書籍（雑誌、定期刊行物等のほか、購入予定価格が5,000円未満の図書）等購入経費等。 ・ 個々は消耗品に属する物の集合体（セットもの） ・ コンピュータソフト、CD、DVD 等他の機器にセットすることによって機能する物品で、備品として管理することが困難なもの（ただし、50,000円までとする。） ・ 風雨にさらされる屋外のように特別な環境に常時置かれる物品で、備品として管理することが困難なもの（立看板など）
食糧費	・ 会議用、接待用の茶菓 ただし、1人1回あたり200円までとし、アルコール類は補助対象から除く。
印刷製本費	・ 会議用文書、地域内新聞等の印刷経費等
光熱水費	・ 事務所維持運営に伴う電気、ガス、水道代等
備品修繕料	・ 備品等の修繕費用等
通信運搬費	・ 郵便料、電話代、プロバイダ経費
手数料	・ 不動産登記手数料等（手数料）
委託料	・ 委託料
使用料及び賃借料	・ 事務所経費等、地活協の運営に係る議事等に使用するための会場借り上げ経費
備品購入費	・ 電話機、FAX、机、椅子、パソコン、プリンタ、プロジェクタ、スクリーン、ホワイトボード、カメラ、ビデオカメラ、文書保管庫等購入経費等。（50,000円以上）
図書購入費	・ 書籍（雑誌、定期刊行物等を除き購入予定価格が5,000円以上の図書等）購入経費等

会費	・講習会等の参加会費
(第2条第5項関係) 対象とならない経費	
経費区分	内容等
報酬	・役員報酬等、補助事業と直接的に関連性がないもの ・1人1時間あたり大阪府最低賃金/人・時間を超える部分の報酬
食糧費	・茶菓代のうち、1人1回あたり200円を超える部分及び食事代 ・アルコール類

5 地活協補助金について（事務処理要領）

II 地活協補助金とは

3 活動費補助金

(6) 事業利益の有効活用について

①趣旨

- ・地活協が、補助対象事業において、事業収入の確保など自助努力等によってもたらされた利益については、補助金の趣旨から見れば本来は区役所に返還すべきところ、新たな地域活動の実施や既存の地域活動の拡充、その他地域活動の活性化にかかる目的で活用する場合に限り、地活協の自主財源として扱い、翌年度の事業に対しても活用できることとする。

②効果

- ・地活協による柔軟な活動が可能となり、地域内で資金の循環が発生することで、地域活動の持続的発展につながる。

③留意点等

(i) 利益の活用方法

- ・収入超過に伴う利益のみ、翌年度以降における活用を可とする。
- ・支出削減に伴い発生した利益は、補助金返還対象となることに注意。
- ・補助対象経費、地活協としての自主事業に係る経費、及び目的を明らかにした積立金などへの充当可。（当年度、翌年度を問わず。）

(ii) 利益の活用にかかる区役所によるチェックのポイント

a 地活協による自律的な地域運営のプロセスの確認

- ・地活協の認定要件を満たしていることの確認。具体的には、地活協の活動計画書・報告書、収支予算書・決算書、監査報告書、会議録などが整備され、地域住民にきちんと説明責任を果たしうる内容になっているかについて、区役所において継続的にチェックを徹底していくことが必須となる。

b 利益を充当する活動の内容確認

- ・区役所は、上記の確認のほか、利益が充当される（された）活動内容についても、資料または地活協の役員等への聞き取り等により確認し、地活協が主体となり、地域活動の活性化のための活動に充当される（された）ものであることを確認しておく必要がある。

c 運用が適当でない場合の対応

- 例えば、「役員の慰安旅行」「個人や団体等への単なる分配」などは、地域住民のための活動とはいええないことから、「個人還元」と見られる可能性がある。
- そうなれば、認定要件の一つである「『営利を目的とする活動』をしていないこと」に抵触する可能性があり、区長は、地活協の運営が著しく適性を欠いていないかどうか、「報告及び検査」、「改善のための指導」、「認定の取消」を行う必要がある。
- 区長認定を取り消す地活協に対しては、地活協補助金の交付決定についても、全部又は一部を取り消すこととなる。